平成２６年（フ）第３３３号
東京都武蔵野市境１丁目９番９号
破産者　有限会社田川
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３５号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４番１号秋山ハイツ202
破産者　畠山　英子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５８号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目９番11―３号
破産者　椎橋　　晃
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
愛知県豊田市市木町４丁目17番地４
破産者　有限会社利幸配管
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目23番６号、前住所三重県鈴鹿市東磯山４丁目３番26号
破産者　岡田　　誠
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５２号
三重県鈴鹿市南玉垣町7007番地
破産者　有限会社アストロシステム
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８２号
三重県三重郡菰野町大字小島417番地135、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市白子駅前26番18号
破産者　西川　正人
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４８号
三重県津市安濃町妙法寺1014番地７
破産者　三村　達廣
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６６号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目25番39号　サンビレッジ鈴鹿Ｂ201、前住所三重県鈴鹿市南玉垣町6162番地の15
破産者　内田　　保
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７０号
滋賀県甲賀市水口町東林口５番39号
破産者　有限会社鮨磯
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
大津市里３丁目１―66
破産者　有限会社愛和
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０８号
兵庫県西宮市石在町８番１号
破産者　中西　文男
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
兵庫県たつの市揖西町小犬丸624番地の１
破産者　有限会社三和共同建設
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１７号
大分市大字田尻949番地の５　田尻団地21号
破産者　三浦　裕介
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７５号
札幌市西区発寒３条４丁目９番17号
破産者　松尾　　潔
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７８号
北海道石狩市花川南４条２丁目138番地
コーポセピア１階右
破産者　阿部　範夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０６号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番４号
破産者　岡部　　剛
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４１号
札幌市豊平区西岡４条11丁目15番８号
破産者　西谷　　昌
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
宮城県大崎市鳴子温泉字末沢西46番地３
破産者　木田　浩暢
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
宮城県栗原市若柳字大林堰合46番地
破産者　菅原　孝太
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係